

生駒市規則第 6 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 29 日

生駒市長 山下 真

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和 32 年 7 月生駒市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 条例第 10 条第 4 項の規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

(1) 正規の勤務時間（勤務時間等条例第 7 条第 1 項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第 3 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。）次に掲げる日

ア 当該月における日曜日

イ 当該月における週休日の振替（生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号。以下「勤務時間等規則」という。）第 5 条第 3 項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第 3 条第 1 項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

(2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第 4 条第 1 項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日

」という。)の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。) 次に掲げる日

ア 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(ア) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

イ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第5条第3項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(ア) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日

第5条に次の1項を加える。

7 職員が勤務時間等条例第7条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等条例第7条の2第

1 項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第 5 条の 2 第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「、勤務時間等条例第 7 条の 2 第 1 項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

第 5 条の 4 第 1 項中「生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号。以下この条において「勤務時間等規則」という。）」を「勤務時間等規則」に改める。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。